

問Ⅴ - 3 - ①（公益目的事業比率）

収益事業からの利益を全額公益目的事業に充てると定めた場合には、その収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできないのでしょうか。

答

法人の行う個々の事業が公益目的事業となるかどうかは、不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの（公益法人認定法第2条第4号）などの要件に照らして判断され、その事業から上がる利益をどのように使うかは関係がありません。したがって、利益を全額公益目的事業に充てるとを定めたとしても、その定めをもって事業に公益性が備わることはなく、そういった用途の定めをもって収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできません。